

用語の解説

- ・裁判離婚… 裁判所が関与して成立する離婚。調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、これらをまとめたものをいう。調停が成立したとき(調停離婚)、審判が確定したとき(審判離婚)、和解が成立したとき(和解離婚)、請求の認諾をしたとき(認諾離婚)、又は判決が確定したとき(判決離婚)に離婚の効果が生ずる。
- ・世帯の主な仕事

世帯の主な仕事	略称	仕事の内容
農家世帯	農家	農家だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	自営業	自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(Ⅰ)	勤労者Ⅰ	企業・個人商店等(官公庁は除く。)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人～99人までの世帯 (日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(Ⅱ)	勤労者Ⅱ	常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯 (日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯	その他	上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
無職の世帯	無職	仕事をしている者のいない世帯 (年金・利子等の収入で生活している世帯を含む。)

- ・親権を行う子…20歳未満(令和4年4月1日からは18歳未満)の未婚の子をいう。
- ・届出月…協議離婚については届出月、調停・審判・和解・認諾及び判決離婚については、成立、認諾又は確定の月である。
- ・同年別居…各届出年に別居し離婚届を届け出たものである。
- ・同居期間…結婚式を挙げたとき、又は、同居を始めたときのうち早いほうから同居をやめたときまでの期間である。
- ・別居期間…別居したときから離婚届の届出までの期間である。

比率の解説

$$\text{年齢階級別離婚率} = \frac{\text{別居時の年齢階級別離婚件数 (同年別居)}}{\text{男女別当該年齢階級の人口}} \times 1,000$$

$$\text{年齢階級別有配偶離婚率} = \frac{\text{別居時の年齢階級別離婚件数 (同年別居)}}{\text{男女別当該年齢階級の有配偶人口}} \times 1,000$$

$$\text{年齢階級別離婚率} = \frac{\text{届出時年齢階級別離婚件数}}{\text{男女別当該年齢階級の人口}} \times 1,000$$

$$\text{年齢別婚姻率の合計} = \left\{ \frac{\text{届出時年齢(各歳)別婚姻件数}}{\text{男女別当該年齢の人口}} \right\} \text{の男18歳、女16歳から80歳までの合計}$$

$$\text{年齢別離婚率の合計} = \left\{ \frac{\text{届出時年齢(各歳)別離婚件数}}{\text{男女別当該年齢の人口}} \right\} \text{の男18歳、女16歳から80歳までの合計}$$